外来後発医薬品使用体制について

外来後発医薬品使用体制とは、後発医薬品の品質・安全性・安定供給体制などに関する情報を収集・評価し、その結果に基づいて後発医薬品の採用を決定する体制が整っている診療所を評価するための基準です。

この体制は院内処方を行っており、かつ後発医薬品の使用割合が高い診療所に対して評価され、1 処方ごとに算定が可能です。後発医薬品の使用割合に応じて、「1」「2」「3」の区分が設けられています。

当診療所では院内処方を実施しており、毎月の後発医薬品使用率は平均 85%を超えています。また、「カットオフ値」も平均 75%を超えており、基準を十分に満たしています。

大町市では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用が奨励されており、当診療所でも今後さらに積極的に後発医薬品の使用を推進し、患者さまのご負担軽減に努めてまいります。

※【カットオフ値】とは、後発医薬品のある先発医薬品と後発医薬品の合算処方割合のことを指します。外来後発医薬品使用体制を満たすには、後発医薬品の使用割合の基準に加え、カットオフ値が 50%以上である必要があります。

2025/05　大町市役所市民課国保・年金係